

奈良市一般不妊治療費等助成について

奈良市では、一般不妊治療や人工授精などの治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、一般不妊治療費等助成事業を行っています。

助成対象者	①奈良市内に住所を有し法律上の婚姻をされているご夫婦で、一般不妊治療等を受けられた方 ②夫及び妻が医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること (①と②の両方に該当している方が対象)
対象となる治療	不妊検査やタイミング療法、薬物療法、手術療法などの一般不妊治療や人工授精などが対象となります。
助成内容	自己負担額の2分の1で、1年度につき上限5万円まで助成します。 助成期間は補助を開始した診療日の属する月から継続する2年間で、対象者が奈良市内に住所を有する期間に限ります。 ※助成対象期間中に妻の年齢が43歳に達した場合は、その時点で終了となります。 (2年間の助成金合計の上限は10万円です。)
所得制限	夫婦の前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得の合計が730万円未満であること
年齢制限	妻の年齢が43歳未満 ※年度の途中で43歳に達する場合、誕生日の前日に受診した一般不妊治療及び検査までが対象です。
対象となる医療機関	産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は特定不妊治療指定医療機関などです。
受付期間	1年度分(4月分から翌年3月分まで)をまとめ、添付書類を添えて <u>年度末(3月31日)までに</u> 申請してください。 ※上記期限までの申請が困難な場合は、事前にご連絡いただき、 <u>4月15日までに</u> 申請してください。
提出・問合せ先	〒630-8122 奈良市三条本町13番1号(はぐくみセンター3階) 奈良市健康医療部母子保健課 電話 0742-34-1978

※提出書類については、裏面をご確認ください。

※個人番号(マイナンバー)の記入で一部省略できる提出書類があります。

個人番号を記入する場合

【個人番号確認が必要なため、下記①～③のうちいずれかをご提示ください。】

- ①個人番号カード(マイナンバーカード)
- ②通知カード(記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードのみ有効)
- ③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

【本人確認が必要なため、下記①～③のうちいずれかをご提示ください。】

- ①個人番号カード(マイナンバーカード) ②顔写真入りの身分証明書(運転免許証・パスポート等) 1点
- ③「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が確認できる書類(保険証・年金手帳等) 2点

【個人番号を記入し、ご夫婦の片方のみ(又は代理人)が申請書を提出する場合】

・ご夫婦のもう片方(または両方)が「奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書(第1号様式)」の委任状欄を必ずご記入ください。

※代理人が申請する場合、委任状に加え、代理人の本人確認ができる身分証明書等(上記参照)、申請者本人の個人番号確認ができる書類(上記参照)をご提示ください。

- ① 奈良市一般不妊治療費等助成金交付申請書(第1号様式)
…申請者が記入
- ② 奈良市一般不妊治療費等助成金交付医療機関等証明書(第2号様式)
…医療機関等が作成
- ③ 医療機関等発行の領収書の写し
…②の証明書の「本人負担額」に対する領収書を添付してください。

以下については、個人番号の記入で一部省略できる書類があります。

- ④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- ・ 申請時点において夫婦が同一世帯で奈良市に住民登録がある場合は、続柄記載の住民票 **個人番号の記入で省略可**

- ・ 申請時点において夫婦が同一世帯で奈良市以外に住民登録がある場合は、その自治体で取得した続柄記載の住民票 **個人番号の記入で省略可**

- ・ 単身赴任等住所(世帯)が別の場合は上記住民票に加え、次の書類が必要

a) 奈良市内で世帯が別の場合、

(1) 戸籍謄本等 **(※省略できません)**

b) 夫婦の片方が奈良市以外の自治体に住民登録がある場合、

(1) 戸籍謄本等 **(※省略できません)**

(2) その自治体で取得した住民票 **個人番号の記入で省略可**

- ⑤ ご夫婦それぞれの所得額を証明する書類 **個人番号の記入で省略可**
- ・ **【4月から5月申請】前年度の課税証明書(前々年分の所得が記載)が必要**
 - ・ **【6月から12月申請】現年度の課税証明書(前年分の所得が記載)が必要**
 - ・ **【1月から3月申請】現年度の課税証明書(前々年分の所得が記載)が必要**

(例) 令和2年6月から令和3年5月までの申請⇒令和2年度課税証明書(令和元年《平成31年》分の所得が記載。令和2年1月1日に住民登録があった自治体で発行。)

原則として、ご夫婦それぞれの所得額を証明する書類が必要になりますが、ご夫婦の片方がもう片方を扶養に入れており、証明書上で配偶者控除欄が「有」の場合は、片方の課税証明書で結構です。

※ 源泉徴収票は証明としてお使いいただくことはできませんので、ご注意ください。

- ⑥ ご夫婦それぞれの健康保険証
- ⑦ 口座番号の確認ができるもの(通帳やキャッシュカード等、写しでも可)

申請関係書類

○原則として、各種証明書等は、申請日前3か月以内に取得したものがが必要です。